（保護観察所に置く課等）

第二条　［略］

2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、名古屋保護観察所に、民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所に、民間活動支援専門官一人及び首席保護観察官一人を、福岡保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、神戸保護観察所に首席保護観察官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ首席社会復帰調整官一人を置く。

（企画調整課の所掌事務）

第三条　［略］

［一～十二　略］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、横浜保護観察所及び神戸保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十二人以内を置く。

［2・3　略］

（統括社会復帰調整官）

第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官二十七人以内を置く。

［2・3　略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　　法務大臣　上川　陽子

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（保護観察所に置く課等） **第二条**　［同上］ 2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、名古屋保護観察所及び福岡保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び神戸保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人及び首席保護観察官一人を、札幌保護観察所に、民間活動支援専門官一人及び首席社会復帰調整官一人を、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、広島保護観察所及び高松保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［同上］ ［一～十二　略］ 十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（横浜保護観察所、神戸保護観察所及び福岡保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、名古屋保護観察所及び大阪保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。 （統括保護観察官） **第八条**　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百四十人以内を置く。 ［2・3　同上］ （統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官二十二人以内を置く。 ［2・3　同上］	（保護観察所に置く課等） **第二条**　［略］ 2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、名古屋保護観察所に、民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所に、民間活動支援専門官一人及び首席保護観察官一人を、福岡保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、神戸保護観察所に首席保護観察官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ首席社会復帰調整官一人を置く。 （企画調整課の所掌事務） **第三条**　［略］ ［一～十二　略］ 十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、横浜保護観察所及び神戸保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。 （統括保護観察官） **第八条**　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十二人以内を置く。 ［2・3　略］ （統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官二十七人以内を置く。 ［2・3　略］
（会計課の所掌事務） **第四条**　会計課は、第二条第七号から第十一号までに掲げる事務（東京入国管理局においては第二条第七号及び第九号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第七条**　［略］ 2　東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（会計課の所掌事務） **第四条**　会計課は、第二条第七号から第十一号に掲げる事務（東京入国管理局においては第二条第七号及び第九号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 （首席審査官の職務） **第七条**　［同上］ 2　東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。